

申 請

令和 6 (2024) 年 9 月 27 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

栃木県知事 福田 富一

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく令和 5 年 11 月 28 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 次に掲げる品目について出荷制限を解除すること
栃木県大田原市及び那須町（県の定める管理計画に基づき管理される区域に限る。）において産出されたたけのこ
- 解除を申請する理由
別紙 1（大田原市）及び別紙 2（那須町）のとおり

栃木県大田原市におけるたけのこの出荷制限解除について

1 経緯

- (1) 平成 24 年 5 月 4 日に大田原市のたけのこを検査した結果、1 検体から食品の基準値を超える放射性セシウム（143Bq/kg）が検出されたため、同年 5 月 7 日に出荷制限が指示された。
- (2) 令和 3 年に佐久山と桧木沢、令和 4 年に桧木沢の竹林（以下「佐久山竹林 1」、「桧木沢竹林 1」という。）において 8 検体のモニタリング検査を行ったところ、低水準・低下傾向にあることを確認した。
- (3) 令和 5 年に、薄葉竹林 1、奥沢竹林 1、佐久山竹林 1、桧木沢竹林 1 において検査する地点を満遍なく選定し、110 検体の採取・詳細検査を行った。

2 検査結果

検査の結果、平均値 7.9Bq/kg、最大値 23Bq/kg、95 パーセンタイル値は 23Bq/kg であり、すべて食品の基準値を下回り、低水準であることが確認できた。

以上の結果から、薄葉竹林 1、奥沢竹林 1、佐久山竹林 1、桧木沢竹林 1 が今後基準値を超える可能性は低いと推定できる。

3 解除後の対応

栃木県は、大田原市と連携し、別添の「たけのこ管理計画」に従って管理を行う。

栃木県大田原市薄葉・奥沢・佐久山・桧木沢のたけのこに係る検査結果

No.	地域	竹林No.	検体番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)
1	薄葉	薄葉 竹林1	1	R5. 4. 13	3.0
2			2	R5. 4. 13	9.0
3			3	R5. 4. 13	13
4			4	R5. 4. 26	7.8
5			5	R5. 4. 26	13
6			6	R5. 4. 26	10
7			7	R5. 4. 26	5.2
8			8	R5. 4. 26	14
9			9	R5. 4. 26	14
10			10	R5. 4. 26	8.8
11			11	R5. 4. 28	19
12			12	R5. 4. 28	19
13			13	R5. 4. 28	23
14			14	R5. 5. 8	4.1
15			15	R5. 5. 8	7.6
16			16	R5. 5. 8	12
17			17	R5. 5. 8	13
18			18	R5. 5. 8	11
19			19	R5. 5. 8	19
20			20	R5. 5. 8	19
21			21	R5. 5. 8	16
22			22	R5. 5. 8	19
23			23	R5. 5. 11	5.1
24			24	R5. 5. 11	20
25			25	R5. 5. 11	14
26			26	R5. 5. 11	16
27			27	R5. 5. 11	16
28			28	R5. 5. 11	5.8
29			29	R5. 5. 11	12
30			30	R5. 5. 11	18
31			31	R5. 5. 11	19
32			32	R5. 5. 11	15
33			33	R5. 5. 11	12
34			34	R5. 5. 11	16
35			35	R5. 5. 11	7.8
36			36	R5. 5. 11	11
37			37	R5. 5. 11	6.7
38			38	R5. 5. 11	11
39			39	R5. 5. 11	7.0
40			40	R5. 5. 11	6.2
41			41	R5. 5. 12	16
42			42	R5. 5. 12	10
43			43	R5. 5. 12	16
44			44	R5. 5. 12	14
45			45	R5. 5. 12	7.4
46	奥沢	奥沢 竹林1	46	R5. 4. 24	<4.9
47			47	R5. 4. 24	<4.5
48			48	R5. 4. 24	<3.9
49			49	R5. 4. 24	<3.3
50			50	R5. 4. 24	<4.9
51			51	R5. 4. 24	1.7
52			52	R5. 4. 24	2.3
53			53	R5. 4. 25	2.5
54			54	R5. 4. 25	1.8
55			55	R5. 4. 25	<4.9
56			56	R5. 4. 25	<6.1
57			57	R5. 4. 25	2.5
58			58	R5. 4. 25	4.7
59			59	R5. 4. 25	3.3
60			60	R5. 4. 25	3.6
61			61	R5. 4. 25	4.3
62			62	R5. 4. 25	3.9
63			63	R5. 4. 26	<4.8
64			64	R5. 4. 26	<7.1
65			65	R5. 4. 26	<2.8
66			66	R5. 4. 26	<4.7
67			67	R5. 4. 26	<6.7
68			68	R5. 4. 26	5.2

No.	地域	竹林No.	検体番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)
69	奥沢	奥沢 竹林 1	69	R5. 4. 26	4. 2
70			70	R5. 4. 26	< 6. 3
71			71	R5. 4. 26	< 4. 9
72			72	R5. 4. 26	2. 0
73			73	R5. 4. 26	10
74	佐久山	佐久山 竹林 1	74	R3. 4. 12	< 4. 2
75			75	R5. 4. 12	< 3. 5
76			76	R5. 4. 12	2. 3
77			77	R5. 4. 19	16
78			78	R5. 4. 19	13
79			79	R5. 4. 19	10
80			80	R5. 4. 19	< 3. 9
81			81	R5. 4. 19	2. 9
82			82	R5. 4. 19	< 5. 8
83			83	R5. 4. 19	16
84			84	R5. 4. 19	12
85			85	R5. 4. 19	< 5. 6
86			86	R5. 4. 19	1. 3
87			87	R5. 4. 19	8. 1
88			88	R5. 4. 19	< 5. 3
89			89	R5. 4. 19	3. 9
90			90	R5. 4. 19	5. 2
91			91	R5. 4. 19	8. 9
92			92	R5. 4. 19	10
93			93	R5. 4. 19	11
94			94	R5. 4. 19	8. 4
95			95	R5. 4. 19	8. 1
96			96	R5. 4. 19	16
97			97	R5. 4. 19	16
98			98	R5. 4. 19	9. 0
99			99	R5. 4. 19	15
100			100	R5. 4. 19	9. 1
101			101	R5. 4. 19	12
102			102	R5. 4. 19	5. 0
103			103	R5. 4. 19	7. 6
104			104	R5. 4. 19	11
105			105	R5. 4. 19	7. 3
106	桧木沢	桧木沢 竹林 1	106	R3. 5. 20	< 3. 4
107			107	R4. 4. 28	< 3. 4
108			108	R4. 4. 28	< 4. 2
109			109	R4. 4. 28	4. 3
110			110	R4. 4. 28	< 3. 6
111			111	R4. 4. 28	1. 2
112			112	R4. 4. 28	< 3. 8
113			113	R5. 4. 19	< 6. 0
114			114	R5. 4. 19	< 2. 9
115			115	R5. 4. 19	< 4. 6
116			116	R5. 4. 19	< 3. 6
117			117	R5. 4. 19	2. 3
118			118	R5. 4. 19	< 4. 8

実測値

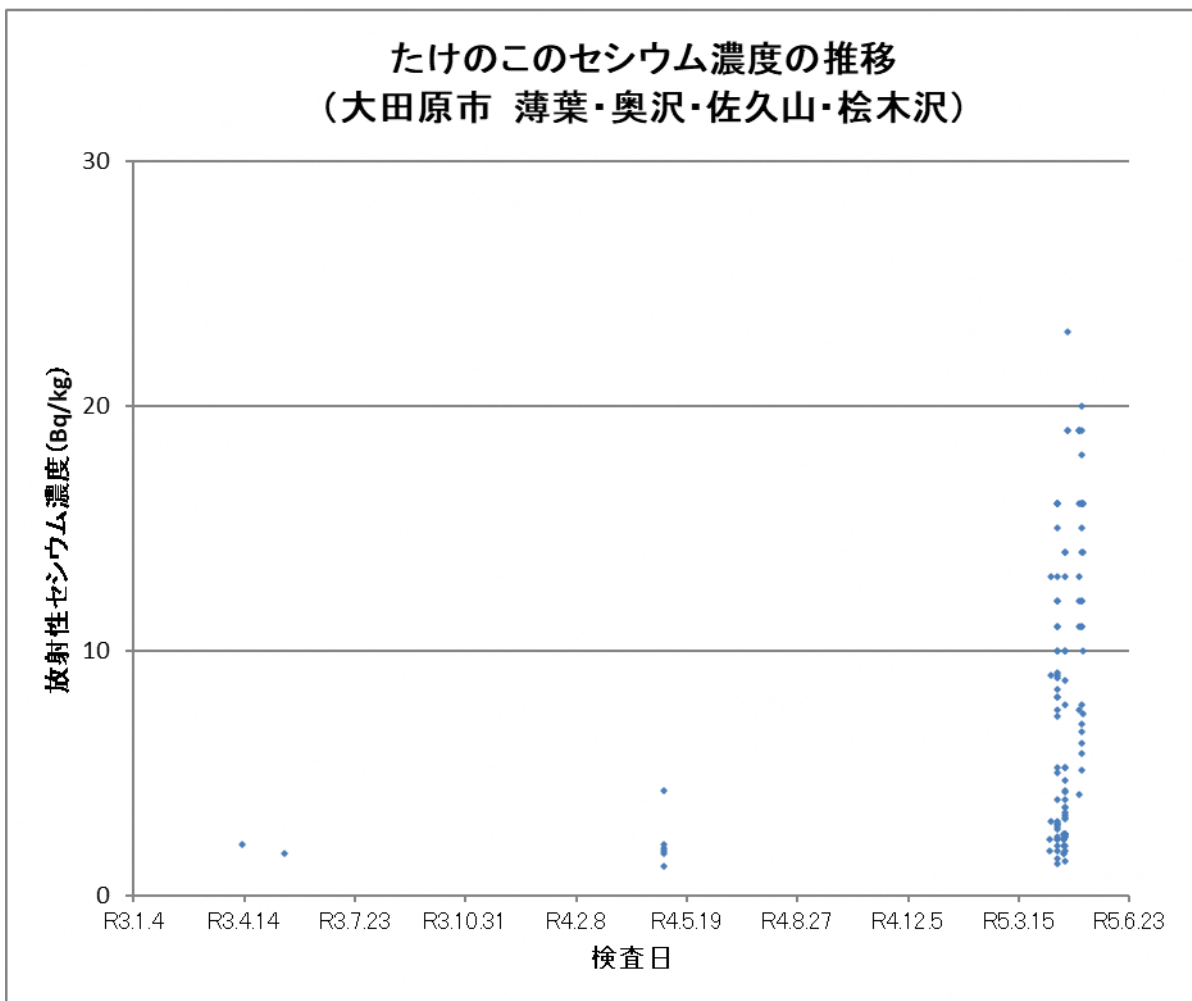
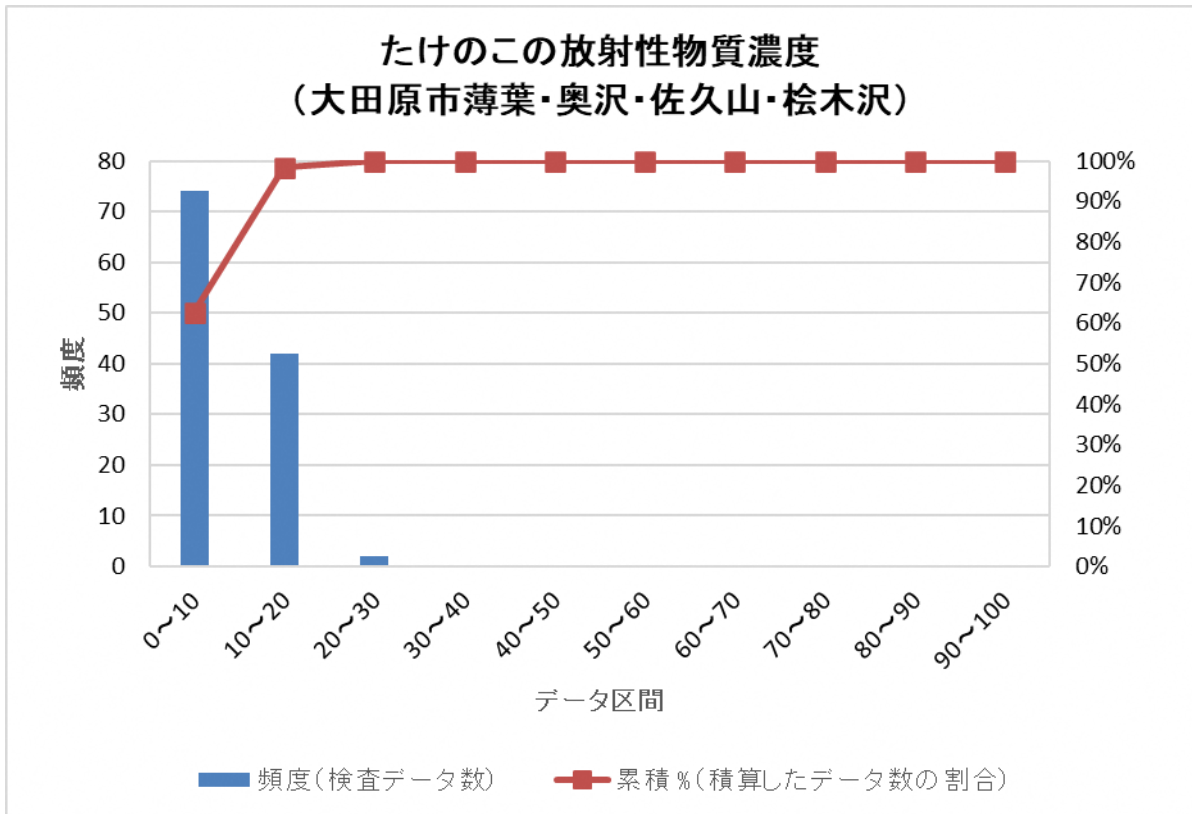
平均値	7. 9
最大値	23. 0
最小値	1. 2
中央値	6. 9
標準偏差	5. 8
95%値	22. 9
検体数	118

栃木県大田原市薄葉・奥沢・佐久山・桧木沢のたけのこの検査結果

別紙様式13

採取地域情報				R3		R4		R5			
旧町村	地域	地番	竹林番号	検体No.	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	
大田原	薄葉	薄葉 680-1 681 1255-1 1258-1	薄葉 竹林1	1					R5. 4. 13	3. 0	
				2					R5. 4. 13	9. 0	
				3					R5. 4. 13	13	
				4					R5. 4. 26	7. 8	
				5					R5. 4. 26	13	
				6					R5. 4. 26	10	
				7					R5. 4. 26	5. 2	
				8					R5. 4. 26	14	
				9					R5. 4. 26	14	
				10					R5. 4. 26	8. 8	
				11					R5. 4. 28	19	
				12					R5. 4. 28	19	
				13					R5. 4. 28	23	
				14					R5. 5. 8	4. 1	
				15					R5. 5. 8	7. 6	
				16					R5. 5. 8	12	
				17					R5. 5. 8	13	
				18					R5. 5. 8	11	
				19					R5. 5. 8	19	
				20					R5. 5. 8	19	
				21					R5. 5. 8	16	
				22					R5. 5. 8	19	
				23					R5. 5. 11	5. 1	
				24					R5. 5. 11	20	
				25					R5. 5. 11	14	
				26					R5. 5. 11	16	
				27					R5. 5. 11	16	
				28					R5. 5. 11	5. 8	
				29					R5. 5. 11	12	
				30					R5. 5. 11	18	
				31					R5. 5. 11	19	
				32					R5. 5. 11	15	
				33					R5. 5. 11	12	
				34					R5. 5. 11	16	
				35					R5. 5. 11	7. 8	
				36					R5. 5. 11	11	
				37					R5. 5. 11	6. 7	
				38					R5. 5. 11	11	
				39					R5. 5. 11	7. 0	
				40					R5. 5. 11	6. 2	
				41					R5. 5. 12	16	
				42					R5. 5. 12	10	
				43					R5. 5. 12	16	
				44					R5. 5. 12	14	
				45					R5. 5. 12	7. 4	
	奥沢	奥沢 689-2	奥沢 竹林1	1					R5. 4. 24	<4. 9	
				2						R5. 4. 24	<4. 5
				3						R5. 4. 24	<3. 9
				4						R5. 4. 24	<3. 3
				5						R5. 4. 24	<4. 9
				6						R5. 4. 24	1. 7
				7						R5. 4. 24	2. 3
				8						R5. 4. 25	2. 5
				9						R5. 4. 25	1. 8
				10						R5. 4. 25	<4. 9
				11						R5. 4. 25	<6. 1
				12						R5. 4. 25	2. 5
				13						R5. 4. 25	4. 7
				14						R5. 4. 25	3. 3
				15						R5. 4. 25	3. 6

採取地域情報				R3		R4		R5			
旧町村	地域	地番	竹林番号	検体No.	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	
大田原	奥沢	奥沢 689-2	奥沢 竹林 1	16					R5. 4. 25	4. 3	
				17					R5. 4. 25	3. 9	
				18					R5. 4. 26	<4. 8	
				19					R5. 4. 26	<7. 1	
				20					R5. 4. 26	<2. 8	
				21					R5. 4. 26	<4. 7	
				22					R5. 4. 26	<6. 7	
				23					R5. 4. 26	5. 2	
				24					R5. 4. 26	4. 2	
				25					R5. 4. 26	<6. 3	
				26					R5. 4. 26	<4. 9	
				27					R5. 4. 26	2. 0	
	28					R5. 4. 26	10				
		佐久山	佐久山 2586-1 2589	佐久山 竹林 1	1	R3. 4. 12	<4. 2			R5. 4. 12	<3. 5
	2								R5. 4. 12	2. 3	
	3								R5. 4. 19	16	
	4								R5. 4. 19	13	
	5								R5. 4. 19	10	
	6								R5. 4. 19	<3. 9	
	7								R5. 4. 19	2. 9	
	8								R5. 4. 19	<5. 8	
	9								R5. 4. 19	16	
	10								R5. 4. 19	12	
	11								R5. 4. 19	<5. 6	
	12								R5. 4. 19	1. 3	
	13								R5. 4. 19	8. 1	
	14								R5. 4. 19	<5. 3	
	15								R5. 4. 19	3. 9	
	16								R5. 4. 19	5. 2	
	17								R5. 4. 19	8. 9	
	18								R5. 4. 19	10	
19								R5. 4. 19	11		
20					R5. 4. 19	8. 4					
21					R5. 4. 19	8. 1					
22					R5. 4. 19	16					
23					R5. 4. 19	16					
24					R5. 4. 19	9. 0					
25					R5. 4. 19	15					
26					R5. 4. 19	9. 1					
27					R5. 4. 19	12					
28					R5. 4. 19	5. 0					
29					R5. 4. 19	7. 6					
30					R5. 4. 19	11					
31					R5. 4. 19	7. 3					
黒羽	桧木沢	桧木沢 1258	桧木沢 竹林 1	1	R3. 5. 20	<3. 4	R4. 4. 28	<3. 4	R5. 4. 19	<6. 0	
				2			R4. 4. 28	<4. 2	R5. 4. 19	<2. 9	
				3			R4. 4. 28	4. 3	R5. 4. 19	<4. 6	
				4			R4. 4. 28	<3. 6	R5. 4. 19	<3. 6	
				5			R4. 4. 28	1. 2	R5. 4. 19	2	
				6			R4. 4. 28	<3. 8	R5. 4. 19	<4. 8	



たけのこ管理計画

1 出荷制限を解除する範囲

栃木県大田原市において、安定して基準値を下回ることが確認できた区域（以下「対象区域」という。）

2 対象区域

栃木県大田原市（薄葉竹林1（大田原市薄葉680-1、681、1255-1、1258-1））

栃木県大田原市（奥沢竹林1（大田原市奥沢689-2））

栃木県大田原市（佐久山竹林1（大田原市佐久山2586-1、2589））

栃木県大田原市（桧木沢竹林1（大田原市桧木沢1258））

3 検査計画

栃木県は、対象区域から産出されたたけのこについて、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認する。さらに、出荷期間中は1週間に1検体を原則としたモニタリング検査を行う。

4 出荷管理等

(1) 出荷管理

栃木県は大田原市と連携し、生産者名、採取地、出荷先等を記録した生産者台帳（別紙様式）を整備する。栃木県は、ホームページで対象区域の位置と生産者の氏名を公表する。

台帳に登録された生産者は、対象区域のたけのこのみ出荷対象とする。販売は生産者台帳に記載した出荷先に限定し、出荷物に産地及び生産者名を明示し、出荷記録を作成・保存する。

販売者（JA、市場、直売所等）は、出荷制限又は自粛の対象品目を排除し、出荷物の産地、生産者名及び出荷前検査の結果を確認し、集出荷・販売記録を保存する。また、出荷先に対し、適切に出荷管理されたもののみ取り扱うよう周知・要請する。

栃木県は大田原市と連携し、関係者への巡回指導を継続する。

(2) 生産指導の実施

栃木県は大田原市と連携し、生産者に対し、伐竹や落葉除去など、放射性物質濃度の低減効果の可能性がある栽培管理を指導する。

(3) 出荷制限地域のたけのこの出荷を防止するための対応

ア 生産者対策

栃木県及び大田原市は、大田原市内で安全性が確認されていない区域からたけのこ

が出荷されることのないよう、生産者を指導する。栃木県は、出荷制限が継続されている市町に対し、その区域内の生産者及び販売者に対してたけのこを出荷することのないよう指導することを要請する。

イ 流通対策

栃木県及び大田原市は、生産者からたけのこを仕入れる販売者（JA、市場、直売所等）に対し、出荷制限対象地域のたけのこを取り扱わないことや、産地（市町名）を適切に表示して流通させることを要請する。

さらに、栃木県及び大田原市は、これらの流通拠点の巡回指導やインターネット販売サイトの監視により、出荷制限地域のたけのこの流通防止を図る。

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

栃木県は大田原市と連携し、基準値を超えたたけのこの産地及び生産者名を確認し、当該区域から産出されたたけのこの出荷自粛と自主回収を生産者及び販売者へ要請するとともに、基準値を超過したたけのこは廃棄させる。また、当該生産者の出荷状況を調査し、再発防止策を指導する。

(5) 関係者への周知

栃木県は大田原市と連携し、本計画の内容について、生産者及び販売者等に周知を図るとともに協力を求める。

栃木県の出荷管理の考え方（たけのこ）

区分	生産	流通・販売
生産者	<ul style="list-style-type: none"> ①生産者台帳の整備に要する情報提供 ②適正な商品表示 ③モニタリング検査への協力 ④栽培記録の保存及び必要に応じた提出 	<ul style="list-style-type: none"> ①出荷記録の保存・必要に応じた提出
流通・販売者	<ul style="list-style-type: none"> ①栽培計画・出荷計画の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ①出荷制限・自粛品の排除 ②モニタリング検査結果の確認 ③商品表示内容の確認 ④集出荷・販売記録の保存 ⑤出荷先への周知
大田原市	<ul style="list-style-type: none"> ①生産者情報の収集 ②生産者台帳の整備 ③巡回指導（県と協調） 	<ul style="list-style-type: none"> ①出荷制限情報の周知 ②巡回指導（市内出荷拠点） ③ネット販売等の監視（適宜）
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ①生産者情報の収集 ②生産者台帳の整備 ③巡回指導 ④モニタリング検査の実施 ⑤適切な表示の確認 ⑥放射性物質濃度低減のための栽培管理を指導 	<ul style="list-style-type: none"> ①出荷可能な生産者情報、制限情報の提供 ②巡回指導（市外直売所、市外市場、流通卸業者、JA） ③ネット販売等の監視（適宜）

栃木県那須町におけるたけのこの出荷制限解除について

1 経緯

- (1) 平成 24 年 4 月 29 日に那須町のたけのこを検査した結果、1 検体から食品の基準値を超える放射性セシウム（348Bq/kg）が検出されたため、同年 5 月 1 日に出荷制限が指示された。
- (2) 平成 25 年及び平成 27 年に、那須町富岡の竹林（以下「富岡竹林 1」という。）において 2 検体のモニタリング検査を行ったところ、低水準にあることを確認した。
- (3) 令和 5 年に、富岡竹林 1 において検査する地点を満遍なく選定し、27 検体の採取・詳細検査を行った。

2 検査結果

検査の結果、平均値 12Bq/kg、最大値 30Bq/kg、95 パーセンタイル値は 28Bq/kg であり、すべて食品の基準値を下回り、低水準であることが確認できた。

以上の結果から、富岡竹林 1 が今後基準値を超える可能性は低いと推定できる。

3 解除後の対応

栃木県は、那須町と連携し、別添の「たけのこ管理計画」に従って管理を行う。

栃木県那須町富岡のたけのこに係る検査結果

No.	地域	竹林No.	検体番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)
1	富岡	富岡 竹林 1	1	H25. 4. 20	9. 0
2			2	H27. 4. 15	16
3			3	R5. 4. 19	2. 7
4			4	R5. 4. 19	5. 0
5			5	R5. 4. 19	8. 6
6			6	R5. 4. 19	4. 9
7			7	R5. 4. 19	4. 7
8			8	R5. 4. 19	8. 5
9			9	R5. 4. 25	7. 1
10			10	R5. 4. 25	12
11			11	R5. 4. 25	8. 3
12			12	R5. 4. 25	23
13			13	R5. 4. 25	30
14			14	R5. 4. 25	29
15			15	R5. 4. 25	9. 2
16			16	R5. 4. 25	13
17			17	R5. 4. 25	7. 8
18			18	R5. 4. 25	9. 5
19			19	R5. 4. 25	< 6. 2
20			20	R5. 4. 25	21
21			21	R5. 4. 25	4. 5
22			22	R5. 4. 25	7. 9
23			23	R5. 4. 25	7. 4
24			24	R5. 4. 25	22
25			25	R5. 4. 25	19
26			26	R5. 4. 25	15
27			27	R5. 4. 25	15
28			28	R5. 4. 25	6. 5
29			29	R5. 4. 25	15

全データの実測値 (No.1~29)

平均値	11. 9
最大値	30. 0
最小値	2. 7
中央値	9. 0
標準偏差	7. 3
95%値	27. 5
検体数	29

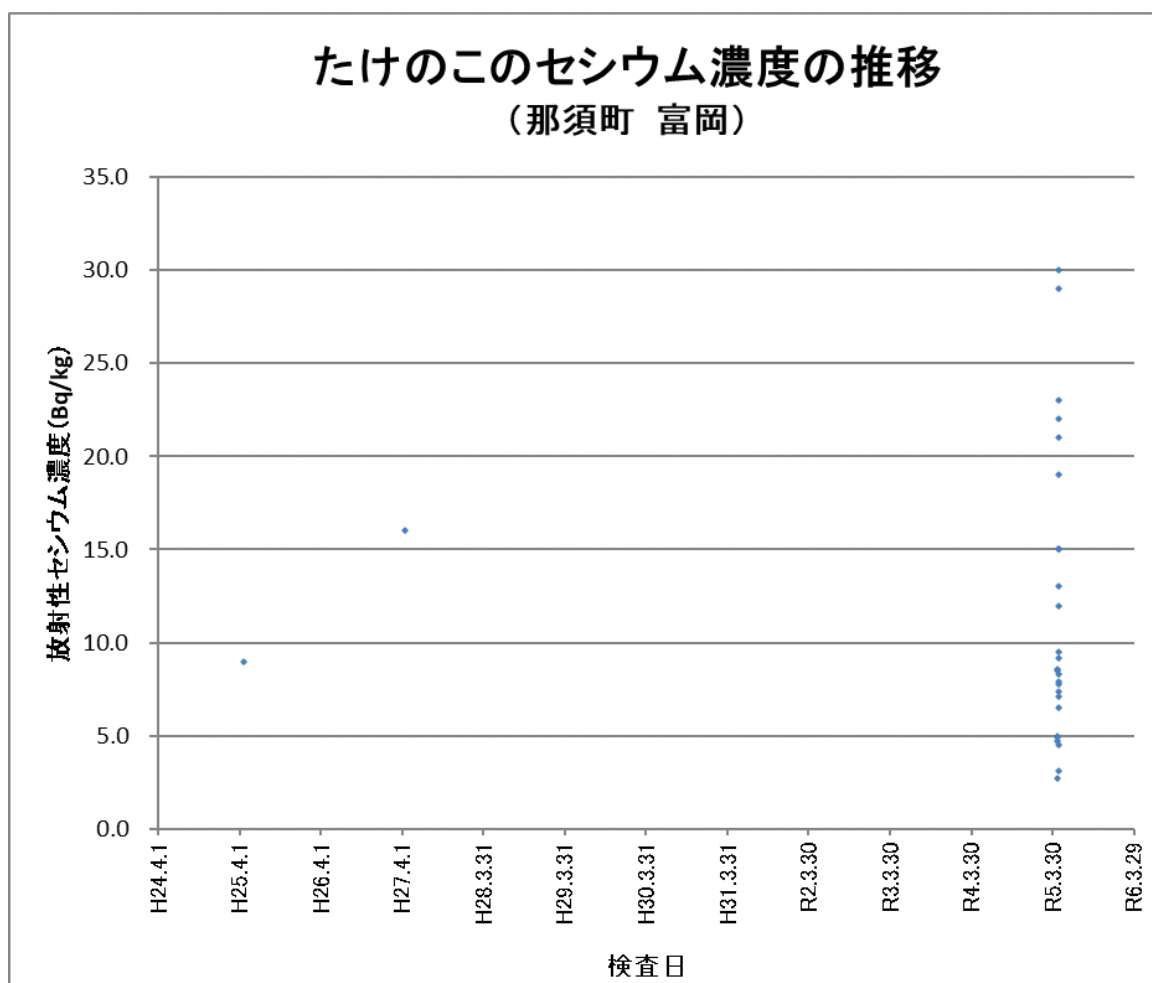
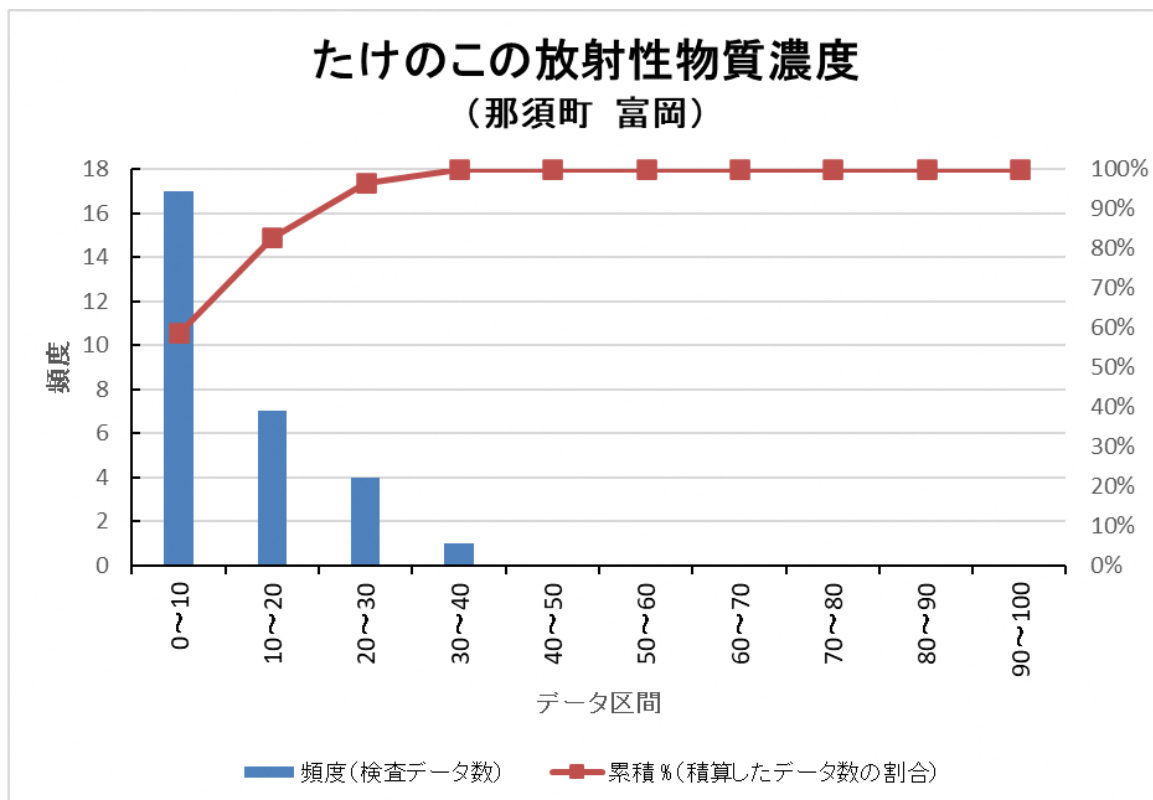
R5実施分の実測値 (No.3~29)

平均値	11. 8
最大値	30. 0
最小値	2. 7
中央値	8. 6
標準偏差	7. 5
95%値	27. 8
検体数	27

栃木県那須町富岡のたけのこの検査結果

別紙様式13

採取地域情報			H25		H26		H27		H28~R4		R5			
地域	地番	竹林 番号	検体 No.	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	
富岡	富岡 1062-1 1062-2	富岡 竹林 1	1	H25. 4. 20	9.0			H27. 4. 15	16			R5. 4. 19	2.7	
			2									R5. 4. 19	5.0	
			3										R5. 4. 19	8.6
			4										R5. 4. 19	4.9
			5										R5. 4. 19	4.7
			6										R5. 4. 19	8.5
			7										R5. 4. 25	7.1
			8										R5. 4. 25	12.0
			9										R5. 4. 25	8.3
			10										R5. 4. 25	23.0
			11										R5. 4. 25	30
			12										R5. 4. 25	29.0
			13										R5. 4. 25	9
			14										R5. 4. 25	13
			15										R5. 4. 25	8
			16										R5. 4. 25	9.5
			17										R5. 4. 25	<6.2
			18										R5. 4. 25	21.0
			19										R5. 4. 25	4.5
			20										R5. 4. 25	8
			21										R5. 4. 25	7
			22										R5. 4. 25	22.0
			23										R5. 4. 25	19.0
			24										R5. 4. 25	15.0
			25										R5. 4. 25	15
			26										R5. 4. 25	7
			27										R5. 4. 25	15



たけのこ管理計画

1 出荷制限を解除する範囲

栃木県那須町において、安定して基準値を下回ることが確認できた区域（以下「対象区域」という。）

2 対象区域

栃木県那須町（富岡竹林 1（那須町富岡1062-1、1062-2））

3 検査計画

栃木県は、対象区域から産出されたたけのこについて、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認する。さらに、出荷期間中は1週間に1検体を原則としたモニタリング検査を行う。

4 出荷管理等

(1) 出荷管理

栃木県是那須町と連携し、生産者名、採取地、出荷先等を記録した生産者台帳（別紙様式）を整備する。栃木県は、ホームページで対象区域の位置と生産者の氏名を公表する。

台帳に登録された生産者は、対象区域のたけのこのみ出荷対象とする。販売は生産者台帳に記載した出荷先に限定し、出荷物に産地及び生産者名を明示し、出荷記録を作成・保存する。

販売者（JA、市場、直売所等）は、出荷制限又は自粛の対象品目を排除し、出荷物の産地、生産者名及び出荷前検査の結果を確認し、集出荷・販売記録を保存する。また、出荷先に対し、適切に出荷管理されたもののみ取り扱うよう周知・要請する。

栃木県是那須町と連携し、関係者への巡回指導を継続する。

(2) 生産指導の実施

栃木県是那須町と連携し、生産者に対し、伐竹や落葉除去など、放射性物質濃度の低減効果の可能性がある栽培管理を指導する。

(3) 出荷制限地域のたけのこの出荷を防止するための対応

ア 生産者対策

栃木県及び那須町は、那須町内で安全性が確認されていない区域からたけのこが出荷されることのないよう、生産者を指導する。栃木県は、出荷制限が継続されている市町に対し、その区域内の生産者及び販売者に対してたけのこを出荷することのないよう指導することを要請する。

イ 流通対策

栃木県及び那須町は、生産者からたけのこを仕入れる販売者（JA、市場、直売所等）に対し、出荷制限対象地域のたけのこを取り扱わないことや、産地（市町名）を適切に表示して流通させることを要請する。

さらに、栃木県及び那須町は、これらの流通拠点の巡回指導やインターネット販売サイトの監視により、出荷制限地域のたけのこの流通防止を図る。

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

栃木県は那須町と連携し、基準値を超えたたけのこの産地及び生産者名を確認し、当該区域から産出されたたけのこの出荷自粛と自主回収を生産者及び販売者へ要請するとともに、基準値を超過したたけのこは廃棄させる。また、当該生産者の出荷状況を調査し、再発防止策を指導する。

(5) 関係者への周知

栃木県は那須町と連携し、本計画の内容について、生産者及び販売者等に周知を図るとともに協力を求める。

栃木県の出荷管理の考え方（たけのこ）

区分	生産	流通・販売
生産者	<ul style="list-style-type: none"> ①生産者台帳の整備に要する情報提供 ②適正な商品表示 ③モニタリング検査への協力 ④栽培記録の保存及び必要に応じた提出 	<ul style="list-style-type: none"> ①出荷記録の保存・必要に応じた提出
流通・販売者	<ul style="list-style-type: none"> ①栽培計画・出荷計画の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ①出荷制限・自粛品の排除 ②モニタリング検査結果の確認 ③商品表示内容の確認 ④集出荷・販売記録の保存 ⑤出荷先への周知
那須町	<ul style="list-style-type: none"> ①生産者情報の収集 ②生産者台帳の整備 ③巡回指導（県と協調） 	<ul style="list-style-type: none"> ①出荷制限情報の周知 ②巡回指導（市内出荷拠点） ③ネット販売等の監視（適宜）
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ①生産者情報の収集 ②生産者台帳の整備 ③巡回指導 ④モニタリング検査の実施 ⑤適切な表示の確認 ⑥放射性物質濃度低減のための栽培管理を指導 	<ul style="list-style-type: none"> ①出荷可能な生産者情報、制限情報の提供 ②巡回指導（市外直売所、市外市場、流通卸業者、JA） ③ネット販売等の監視（適宜）